

犯罪被害者ボランティア講座

# 被害者の心理 I

被害者の「心の傷」について

神奈川被害者支援センター派遣カウンセラー  
2008年10月24日 金曜日 13:30~16:00  
神奈川県民センター コミュニティーカレッジ

生方智恵子

1. 犯罪被害者の権利宣言
2. 見逃されがちな精神的ケア
  - 被害者の心理
  - 悲嘆反応
3. 被害者のこころと周囲
  - 被害者と周囲
  - 被害者のこころ
4. 犯罪被害と子供のこころ
  - 子供に見られる代表的反応
  - 発達段階により異なる反応
5. 二次的被害
  - 心理的な面における二次的被害
  - 経済的な面における二次的被害
6. 刃となる言葉
7. こころに寄り添う支援
8. 犯罪被害者等基本法 概要
9. その他

# 犯罪被害者の権利宣言

1999年5月15日

全国被害者支援ネットワーク

我が国の犯罪被害者は重大な侵害を受けた事件の重要な当事者でありながら長い間刑事司法制度からも社会からも「忘れられた存在」であった。多くの犯罪被害者は、我が国の犯罪被害者支援の充実を願いながらも、声を上げることさえできず苦しんできた。犯罪は社会の規範に反し、人間の基本的な権利を侵害するものであり、また誰もが犯罪被害者となりうる。それゆえに、犯罪被害者を理解と配慮を持って支援し、その回復を助けることは、本来、社会の当然の責務である。

犯罪被害者が大きな打撃から立ち直り、人間としての幸福を求めて再び歩み始められるように、犯罪被害者の権利を確立することは、単に福祉の増進にとって必要であるばかりではなく、国民の刑事司法に対する信頼を高め、社会全体の利益につながるものである。国、地方公共団体は、被害者支援のために総合的な施策を講ずる責務を担うべきである。また、国民は、犯罪被害者の置かれている状況を理解し、支援に協力することが求められる。全国被害者支援ネットワークは、このような認識に立ち、ここに以下の犯罪被害者の権利を宣言する。

## 公正な処遇を受ける権利

### 1. 公正な処遇を受ける権利

犯罪被害者（犯罪によって害を被った者及びその家族をいう。以下同じ。）は、公正で、かつ個人の尊厳に配慮した処遇を受けるべきである。

### 2. 情報を提供される権利

犯罪被害者は、被害を受けた事件の刑事司法手続きおよび保護手続きに関する情報、ならびに被害の回復のために利用できる諸制度に関する情報の提供を受けることができる。

### 3. 被害回復の権利

犯罪被害者は、受けた被害について迅速かつ適切な回復を求めることができる。

### 4. 意見を述べる権利

犯罪被害者は、刑事司法手続きおよび保護手続きの中で、意見を述べることができる。

### 5. 支援を受ける権利

犯罪被害者は、医療的、経済的、精神的およびそのほか社会生活上の支援を受けることができる。

### 6. 再被害からまもられる権利

権利犯罪被害者は、再被害の脅威からまもられるべきものである。

### 7. 平穏かつ安全に生活する権利

犯罪被害者は被害を受けたことからおこるプライバシーの侵害からまもられ、平穏かつ安全な生活を保障されるべきである。

[全国被害者支援ネットワーク『犯罪被害者の権利宣言』より]

それは正常な証状でも言える

||

## 2. 見逃されがちな精神的ケア (誰の心にも起る)

《被害者の心理》 ことごとく体験する訳でもなく、何かに体験する事もある。  
経験の数の多さで心強さが深まる訳でもない

### 心理的反応

- ・ 恐怖。
- ・ 自分を責める気持ち。
- ・ 不安。
- ・ 復讐心。
- ・ 無気力・絶望感・無力感。
- ・ 孤独感・疎外感。

### 感情的反応

- ・ 感覚感情が麻痺する。
- ・ 現実感がない。
- ・ 自分が自分でない感じ。
- ・ 記憶力・判断能力の低下。(信じられず、現実として受け入れられず)

### 身体的反応

- ・ 緊張・動悸・下痢・吐き気。 瀕死とも思える。持病の悪化
  - ・ 不眠。悪夢。食欲不振。 事件は無関係に見え、
  - ・ 手足に力が入らない。 身体症状が起る。
- 警察署の帰途で記憶が断片化して居る。約半年に亘って居る。(カウンセリングで、時間的に余裕を確保している)

### 意識の心理

### 《悲嘆反応》

親しい人を亡くすと悲しみや思慕など様々な気持ちが現れるが、このような死に対するこの反応をさす。

この悲嘆の反応は時間がたつにつれ変化する。

### 急性期 (数週間から数か月)

- ・ 亡くなったという事実が受け入れられない。
- ・ 感情が麻痺して、辛い、悲しいという気持ちがわからない。
- ・ 涙が出ない。
- ・ 苦しい気持ちが続く。

### 慢性期 (数か月)

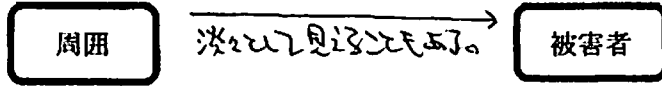
- ・ 少しずつ死の事実を認められるようになる。受容
- ・ 自身の生活が再建され始める。← 同時進行を促すべく
- ・ 喪失に対する悲哀や抑うつ、怒り。受容ができて、正常な反応が起る。
- ・ 不眠や身体不調。

従って、制度の説明を受けようとして入る、  
また、カウンセリングの効果があがる。

可能性として判断能力の低下があることを理解し、ケアとして  
制度の説明を「痛みとして捉えられなく」なるとも起る。  
説明を  
続ける必要がある。  
また、制度の説明を分けて行うことが必要。

### 3.被害者のところと周囲

《被害者と周囲》 不意なやからが起きた。本人の感じが周囲の思方は異なりました。



そっとしておいてあげたい  
叱咤  
励まし  
冷静  
気丈

孤独・孤立  
自責の念  
不信感  
感覚の麻痺  
心配をかけたくない (気がふさふさ、発汗、ふるふる(こわい))  
消えない傷

もう大丈夫だろう (時間の経過で受け止めてくれる)

- なぜ自分を責めるの？
- なぜ孤独なの？

### 4.犯罪被害と子供のところ

大人以上に深い傷を受けやすい  
可能性があった。

《子供に見られる代表的な反応》

#### 心理的反応

- ・一人でいることを怖がる
- ・不安・恐怖心
- ・怒りっぽい。イライラしている。
- ・急に興奮する
- ・自分を責める
- ・無力感・疎外感を感じる(二次的被害とも深い関係)
- ・報復感情

- ・子ども本人は「世界観」が異なりました。
- ・周囲の反応で子どもは現状を認識しました。

子どもの表現の仕方をよく理解するのは被害者が子どもの場合、「これは全部違うんだよ」と理解する。

#### 身体的反応

- ・発熱・食欲不振・腹痛・吐き気・頭痛 嘔吐
- ・吃音
- ・排泄の失敗
- ・夜泣き・不眠・悪夢 夜突然大泣きあげて目を覚まし
- ・かゆみなどの皮膚の異常

#### 生活面・行動面

- おっぴろげ顔になる、黙ってしまう
- ・多動・多弁・集中力の低下
  - ・沈黙・無表情・泣くことが出来ない
  - ・甘えが強くなる・赤ちゃんがえり

- ・反抗・乱暴
- ・大人の気を引く行動
- ・逸脱行為 → 思春期にはとても多い
- ・事件・事故等に関連した遊びを繰り返す
- ・些細な音や聞きなれない音に異様に驚く
- ・不登校など

《発達段階により異なる反応》 体への成長は人により異なり、時期不同ではういこと注意。

就学前の幼児～小学校2年生頃

- ・危険が去ったことが理解できずに混乱する
- ・つらい思い出に魔法をかけようとする
- ・退現現象 (まぼろしやバグ、おぼろ)
- ・死んだ人が戻ってくる、生き返るといふ幻想を抱く。(死の中途半端な理解がくる不安)
- ・怖いものが何かわからないが、絶えず不安感恐怖感を抱く
- ・絶えずまとわりつき、離れようとしなない。
- ・ポーっとしてる。消極的になり物事にかかわろうとしない。

以前の友達と楽しく遊んでいたことが、ふいに思い出して泣くことがある。

小学校3年生～5年生頃

- ・繰り返し事件のことを話す。その時自分がどう行動したのかを繰り返す。
- ・急に泣き出したり、怒り出したくなることへ不安を感じる
- ・集中力の欠如・学習意欲の低下 (自分自身)
- ・突然別の行為を始める。行動のちぐはぐさや長続きしない。

小学校6年生以上

- ・そのとき自分が何もできなかったことに対し罪の意識や恥の意識をもつ。
- ・自己破壊的な行為。自殺や自分を傷つける行為。
- ・薬物・非行・性的逸脱行為。
- ・加害者に対する仕返し感情を抱く
- ・大人の社会に加わることへの不安や恐怖。 ← 経済的損失が急に増加するなどの

苦しさを隠して、身体を壊す。  
 死、という自分自身への不安を感じた。

- ・大抵事件や事案を隠すようになる。  
 その中で年齢が経過したことで  
 自分自身を隠すようになる。
- ・「自分がしつこい」と年齢以上のしつこい。  
 年齢相応の経験を待たされる。

身体的な成長も遅くなる。

被害者のための調査している  
「一定期間が過ぎたら」

### 5. 二次的被害 様々な機関で調査している(内閣府・警察・県民)が結果が分かってきた

犯罪被害者やその遺族は、命を奪われる、家族を失う、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、

被害の時間が経過しても  
完全には無くなる

事件に遭ったことによる精神的ショックや体の不調

医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮

捜査や裁判所の過程における精神的、時間的負担

周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感

など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。

このような問題を総じて「二次的被害」と言われています。

2つに大別できているので、お互いからみ合っている。精神的不安定は経済困窮に繋がって逆またで。

#### 《精神的な二次的被害》

- 友人・知人・親類からの言葉 (「あつたがいつか」「何で仕事早く呼ぶのかわ」「他にもっといい仕事あるよ」「保険金が入ったら旅行に行きたい」など)
- マスコミの取材、報道によるストレス
- 捜査過程・刑事裁判過程のストレス

↓ (「遺族が何をしても要するお金がある」など)  
《経済的な二次的被害》

- 転職、退職(47%増)、休職
- 医療費の負担
- 引っ越し、宿泊費等予期せぬ出費

→回復にもっとも代償を要するものが多し(心的ダメージが大きい)

支えたりはするが、家族・親類・友人と  
離れたいところもある

「民事でもお金とやらせよ」と言われる...

○各種支援への不満感  
↑ (絶対的味方ある、つらいと信じている者は怒りを持ってしつこい)  
↓  
適切な支援が下りない心理的支えに乏しい  
(かたはるべし!)

#### 6. 刃となる言葉

- 励ましのになぜ?  
「がんばって」→ 遺族は既に辛いからかたはるべし。
- 共感のになぜ?  
「あなたの気持ちはよくわかる」
- 支えとなるのになぜ?  
「辛いのはあなただけじゃない」
- 希望のになぜ?  
「時が解決してくれる」

給付金だけじゃ足りないことも多い。  
また、大黒柱を失うケースもある。  
その家族が働けなくなった。  
さらに、外出困難になる方もいる。  
被害者と同等の生活は難しいことが多い。  
経済的側面だけじゃ

↓ 傷口は解決する、涙は消える...

被害者の苦痛に寄り添う。似たような事件でも同じような  
思いの軽い言はれたい。心情的に必要かもしれない。  
思いなど。被害者が亡くなった場合は別々になる...

自宅が事件現場となる場合、170万・取戻ると...  
その間の間に生活が支えられず...  
負担が大きい場合は、何も現場判断が無い。  
(県庁に相談して見舞金が出た。岡山で)

「この言葉がなければ下村」という言葉=セリフ  
存在しない

かかろーはほんとに入りたい(原)

### 7. ところに寄り添う支援 @ 自助グループでの場合 → 意外な効果が知られていない

- 答えのいらぬコミュニケーション 同に苦しみを感じた人が交流を通じて互いにエンパワメントしていく。単なる嘆きの場ではなく、本人が持つエネルギーを駆り出す場。明日へのヒントが希望が見つかる場。
- 一度きりで特別な大きな何かより、小さくても日常の何かを続けること
- 一歩踏み込んだ、しかし、押しつけではない支援を

## 8. 犯罪被害者等基本法 概要

犯罪被害者の尊厳を重んじ、権利利益を保護するために・・・

### 4つの基本方針と5つの重点課題

#### 4つの基本方針

1. 尊厳にふさわしい処遇を権利として保証すること
2. 個々の事情に応じて適切に行われること
3. 途切れることなく行われること
4. 国民の総意を形成しながら展開されること

#### 5つの重点課題

1. 損害回復・経済的支援等への取組
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
3. 刑事手続への関与拡充への取組
4. 支援等のための体制整備への取組
5. 国民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

本法案の  
役割

## 9. その他

### 《参考図書》

「犯罪被害者の声が聞こえますか」 東大作 著 新潮社 2008年4月発刊

「性犯罪被害にあうこと」 小林美佳 著 朝日新聞出版 2008年4月発刊

「なぜ君は絶望と闘えたのか～本村洋の3300日～」 門田隆将 著 新潮社 2008年7月発刊